

議案第13号

岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例（昭和48年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

井上児童遊園	岩倉市井上町畑田204番地
八劔児童遊園	岩倉市八劔町郷139番地2
中本児童遊園	岩倉市中本町葎原10番地1

」

を

「

井上児童遊園	岩倉市井上町畑田204番地
中本児童遊園	岩倉市中本町葎原10番地1

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。